

**原子力発電所の廃止措置を踏まえた
福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会各市町（若狭町、小浜市、
南越前町、越前町）との協定等の改定について**

平成29年2月10日
関西電力株式会社
日本原子力発電株式会社

関西電力株式会社および日本原子力発電株式会社は、美浜発電所1、2号機および敦賀発電所1号機の廃止措置に向け、本日、福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会各市町と「安全確保等に関する協定書」等について改定しました。

1. 若狭町

- (1) 「美浜発電所に係る若狭町域の安全確保等に関する協定書」の改定
締結者（甲：若狭町 乙：関西電力株式会社）
- (2) 「敦賀発電所に係る若狭町域の安全確保に関する通報連絡等協定書」の改定
締結者（甲：若狭町 乙：日本原子力発電株式会社）

2. 小浜市

「美浜発電所に係る小浜市域の安全確保に関する通報連絡等協定書」の改定
締結者（甲：小浜市 乙：関西電力株式会社）

3. 南越前町

- (1) 「美浜発電所に係る南越前町域の安全確保に関する通報連絡等協定書」の改定
締結者（甲：南越前町 乙：関西電力株式会社）
- (2) 「敦賀発電所に係る南越前町域の安全確保等に関する協定書」の改定
締結者（甲：南越前町 乙：日本原子力発電株式会社）

4. 越前町

「敦賀発電所に係る越前町域の安全確保等に関する通報連絡等協定書」の改定
締結者（甲：越前町 乙：日本原子力発電株式会社）

以 上

添付資料：

- 1：「敦賀発電所に係る南越前町域の安全確保等に関する協定書」
改定前後比較表
- 2：「敦賀発電所に係る {越前町} {若狭町} 域の安全確保等に関する通報連絡等協定書」改定前後比較表

「敦賀発電所に係る南越前町域の安全確保等に関する協定書」改定前後比較表

1. 「敦賀発電所に係る南越前町域の安全確保等に関する協定書」

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
敦賀発電所に係る南越前町域の安全確保等に関する協定書	敦賀発電所に係る南越前町域の安全確保等に関する協定書	
<p>南越前町（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の建設および保守運営に伴う南越前町域および発電所従事者の安全確保等に必要な項目について、福井県および敦賀市立会のもとに次のとおり協定する。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第1条 この協定書は、福井県、敦賀市および乙との間の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「立地協定書」という。）の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨を踏まえ運用するものとする。</p> <p>2 この協定書に定めのない「立入調査の同行」の条項については、「立地協定書」の運用によるものとする。</p> <p>（安全確保等）</p> <p>第2条 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、南越前町域および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>（事前説明、計画の報告）</p> <p>第3条 乙は、発電所を増設しようとするときは、その計画について、事前に甲に説明しなければならない。</p> <p>2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、計画の報告を行う。</p> <p>3 第1項、第2項について、甲は、安全対策に関する意見があるときは、乙に対して意見を述べることができる。</p>	<p>南越前町（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の建設、保守運営および廃止措置に伴う南越前町域および発電所従事者の安全確保等に必要な項目について、福井県および敦賀市立会のもとに次のとおり協定する。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第1条 この協定書は、福井県、敦賀市および乙との間の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「立地協定書」という。）の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨を踏まえ運用するものとする。</p> <p>2 この協定書に定めのない「立入調査の同行」の条項については、「立地協定書」の運用によるものとする。</p> <p>（安全確保等）</p> <p>第2条 乙は、発電所の建設、保守運営および廃止措置に当たっては、南越前町域および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>（事前説明、計画の報告）</p> <p>第3条 乙は、発電所を増設しようとするときは、その計画について、事前に甲に説明しなければならない。</p> <p>2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、計画の報告を行う。</p> <p>3 第1項、第2項について、甲は、安全対策に関する意見があるときは、乙に対して意見を述べることができる。</p> <p>（廃止措置計画の事前説明）</p> <p><u>第3条の2 乙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。</u></p>	<p>○廃止措置に関する記載を追加</p> <p>○廃止措置に関する記載を追加</p> <p>○廃止措置計画の事前説明に関する項目を追加</p>

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
<p>（事前連絡）</p> <p>第4条 乙は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第5条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。</p> <p>（1）発電所建設工事の進捗状況</p> <p>（2）発電所の保守運営（試運転を含む。）の状況</p> <p>（3）環境放射能測定調査の状況</p> <p>（4）冷却排水調査の状況</p> <p>（異常時における連絡）</p> <p>第6条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>（1）非常事態が発生したとき。</p> <p>（2）非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。</p> <p>（3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。</p> <p>（4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。</p> <p>（5）発電所に故障が発生したとき。</p> <p>（6）発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>（7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>（8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。</p> <p>（9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。</p> <p>（10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</p> <p>（11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。</p> <p>（12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p>	<p>（事前連絡）</p> <p>第4条 乙は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第5条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。</p> <p>（1）発電所建設工事の進捗状況</p> <p>（2）発電所の保守運営（試運転を含む。）の状況</p> <p>（3）環境放射能測定調査の状況</p> <p>（4）冷却排水調査の状況</p> <p><u>（5）原子炉施設の廃止措置の状況</u></p> <p>（異常時における連絡）</p> <p>第6条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>（1）非常事態が発生したとき。</p> <p>（2）非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。</p> <p>（3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。</p> <p>（4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。</p> <p>（5）発電所に故障が発生したとき。</p> <p>（6）発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>（7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>（8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。</p> <p>（9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。</p> <p>（10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</p> <p>（11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。</p> <p>（12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p>	<p>○廃止措置に関する記載を追加</p>

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
<p>（現地確認）</p> <p>第7条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、または甲の職員に発電所の現地確認をさせることができる。</p> <p>2 乙は前項の現地確認に協力しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。</p> <p>4 甲は乙に、第1項に定める現地確認において意見を述べることができる。</p> <p>（損害の補償）</p> <p>第8条 乙は、発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</p> <p>（原子力防災対策）</p> <p>第9条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</p> <p>（公衆への広報）</p> <p>第10条 甲および乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、福井県および敦賀市と事前に協議するものとする。</p> <p>2 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。</p> <p>（連絡の方法）</p> <p>第11条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</p> <p>（1）第4条および第5条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第5条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。</p>	<p>（現地確認）</p> <p>第7条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、または甲の職員に発電所の現地確認をさせることができる。</p> <p>2 乙は前項の現地確認に協力しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。</p> <p>4 甲は乙に、第1項に定める現地確認において意見を述べることができる。</p> <p>（損害の補償）</p> <p>第8条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</p> <p>（原子力防災対策）</p> <p>第9条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</p> <p>（公衆への広報）</p> <p>第10条 甲および乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、福井県および敦賀市と事前に協議するものとする。</p> <p>2 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。</p> <p>（連絡の方法）</p> <p>第11条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</p> <p>（1）第4条および第5条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第5条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。</p>	<p>○廃止措置に関する記載を追加</p>

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
<p>（2）第6条に掲げる事項については、速やかに口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>（連絡の発受信者）</p> <p>第12条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者のほか、それぞれその代行者を定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第13条 この協定書に定める各事項について、疑義を生じたときまたは改定すべき事由が生じたときは、福井県および敦賀市の立会のもとに、甲乙協議するものとする。</p> <p>この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。</p> <p>平成3年8月28日 平成19年3月30日改定 平成24年12月25日改定</p>	<p>（2）第6条に掲げる事項については、速やかに口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>（連絡の発受信者）</p> <p>第12条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者のほか、それぞれその代行者を定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第13条 この協定書に定める各事項について、疑義を生じたときまたは改定すべき事由が生じたときは、福井県および敦賀市の立会のもとに、甲乙協議するものとする。</p> <p>この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。</p> <p>平成3年8月28日 平成19年3月30日改定 平成24年12月25日改定 <u>平成29年2月10日改定</u></p>	

「敦賀発電所に係る{越前町}{若狭町}域の安全確保に関する通報連絡等協定書」改定前後比較表

2. 「敦賀発電所に係る{越前町}{若狭町}域の安全確保に関する通報連絡等協定書」

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
<p>敦賀発電所に係る{越前町}{若狭町}域の安全確保に関する通報連絡等協定書</p> <p>{越前町}{若狭町}（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の建設および保守運営に伴う{越前町}{若狭町}域および発電所従事者の安全確保に必要な通報連絡等の項目について、福井県立会のもとに次のとおり協定する。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第1条 この協定書は、福井県、敦賀市および乙との間の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「立地協定書」という。）の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨を踏まえ運用するものとする。</p> <p>2 この協定書に定めのない「立入調査の同行」の条項については、「立地協定書」の運用によるものとする。</p> <p>（安全確保等）</p> <p>第2条 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、{越前町}{若狭町}域および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。</p> <p>（1）発電所建設工事の進捗状況</p> <p>（2）発電所の保守運営（試運転を含む。）の状況</p> <p>（3）環境放射能測定調査の状況</p> <p>（4）冷却排水調査の状況</p>	<p>敦賀発電所に係る{越前町}{若狭町}域の安全確保に関する通報連絡等協定書</p> <p>{越前町}{若狭町}（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の建設、保守運営および廃止措置に伴う{越前町}{若狭町}域および発電所従事者の安全確保に必要な通報連絡等の項目について、福井県立会のもとに次のとおり協定する。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第1条 この協定書は、福井県、敦賀市および乙との間の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「立地協定書」という。）の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨を踏まえ運用するものとする。</p> <p>2 この協定書に定めのない「立入調査の同行」の条項については、「立地協定書」の運用によるものとする。</p> <p>（安全確保等）</p> <p>第2条 乙は、発電所の建設、保守運営および廃止措置に当たっては、{越前町}{若狭町}域および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。</p> <p>（1）発電所建設工事の進捗状況</p> <p>（2）発電所の保守運営（試運転を含む。）の状況</p> <p>（3）環境放射能測定調査の状況</p> <p>（4）冷却排水調査の状況</p> <p><u>（5）原子炉施設の廃止措置の状況</u></p>	<p>○廃止措置に関する記載を追加</p> <p>○廃止措置に関する記載を追加</p> <p>○廃止措置に関する記載を追加</p>

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
<p>（異常時における連絡）</p> <p>第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>（1）非常事態が発生したとき。</p> <p>（2）非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。</p> <p>（3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。</p> <p>（4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。</p> <p>（5）発電所に故障が発生したとき。</p> <p>（6）発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>（7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>（8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。</p> <p>（9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。</p> <p>（10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</p> <p>（11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。</p> <p>（12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p> <p>（損害の補償）</p> <p>第5条 乙は、発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</p> <p>（原子力防災対策）</p> <p>第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</p>	<p>（異常時における連絡）</p> <p>第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>（1）非常事態が発生したとき。</p> <p>（2）非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。</p> <p>（3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。</p> <p>（4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。</p> <p>（5）発電所に故障が発生したとき。</p> <p>（6）発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>（7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>（8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。</p> <p>（9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。</p> <p>（10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</p> <p>（11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。</p> <p>（12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p> <p>（損害の補償）</p> <p>第5条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</p> <p>（原子力防災対策）</p> <p>第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</p>	<p>○廃止措置に関する記載を追加</p>

改定前（平成24年12月25日改定）	改定後（平成29年2月10日改定）	備考
<p>（公衆への広報）</p> <p>第7条 甲および乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、福井県および敦賀市と事前に協議するものとする。</p> <p>2 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。</p> <p>（連絡の方法）</p> <p>第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</p> <p>（1）第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第3条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。</p> <p>（2）第4条に掲げる事項については、速やかに口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>（連絡の発受信者）</p> <p>第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者のほか、それぞれその代行者を定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第10条 この協定書に定める各事項について、疑義を生じたときまたは改定すべき事由が生じたときは、福井県の立会のもとに、甲乙協議するものとする。</p> <p>この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。</p> <p>平成3年8月28日 平成19年3月30日改定 平成24年12月25日改定</p>	<p>（公衆への広報）</p> <p>第7条 甲および乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、福井県および敦賀市と事前に協議するものとする。</p> <p>2 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。</p> <p>（連絡の方法）</p> <p>第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。</p> <p>（1）第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第3条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。</p> <p>（2）第4条に掲げる事項については、速やかに口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>（連絡の発受信者）</p> <p>第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者のほか、それぞれその代行者を定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第10条 この協定書に定める各事項について、疑義を生じたときまたは改定すべき事由が生じたときは、福井県の立会のもとに、甲乙協議するものとする。</p> <p>この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。</p> <p>平成3年8月28日 平成19年3月30日改定 平成24年12月25日改定 <u>平成29年2月10日改定</u></p>	